

能力の共同性

法哲学演習レジュメ（月曜4限@711A）

第7回 2005/6/13

須藤周 ・ 和田操拓

要約

今日の課題論文は、個人が有する自然的差異が、社会システム・制度を通して個人の能力・障害とみなされている問題を指摘するものである。

I. 大庭健 『所有という神話』 岩波書店 2004

これは、「私的所有」という概念に、倫理学の立場から批判的検討を加えようと試みた著作である。第6章では諸社会的システムにおける「貢献」に応じた諸資源の分配の多寡への批判が、第7章では「人-間」としての「私」という観点から「私的所有」概念への批判がなされている。

近代社会は、「人間としての平等」を標榜している。しかし様々な社会的システムは「自然的差異」を社会的差異へと変換してしまっている。特に資源の用益機会の再分配において採られている「貢献」原理は、以下の点で問題を含んでいる。

- * 「貢献の尺度」や「分配の項目」が明確でない。
- * 「貢献」に応じて配分を受ける権利は「生の機能の充足」という平等の権利から派生した「一応の権利」にすぎない。

また、「貢献」原理の前提となっている「私」概念は自己同一性を備えた孤立的なものであり、それは孤人に固有の排他的な「私的所有」意識に集約された。それがマルクスによって「自由、平等、所有、そしてベンサム」と揶揄される原因となったといえる。しかし「私」は本来「人-間」として他者との相互承認によって存在するものであり、孤立したものではないと大庭は指摘する。

II. 竹内章郎 『「弱者」の哲学』 大月書店 1993

身体に損傷を受けた「弱者」は、そのまま「能力」不全から不利＝差別へと直接的に結びつけられがちである。これは、個人の身にそなわったものを起点としてとらえる個人還元主義からきているが、これでは「弱者」排除はなくなる。まず、「障害」は諸個人の身体等生物学的存在に社会・文化等環境要因が加わり生じたものがほとんどで、能力不全自体を個人と環境との関係自体ととらえるべきである。こうとらえると個人的存在だけでなく共同的存在というものも同時に考えることができ、この二つがしっかり結合していれば個人還元主義の余地もなくなる。そのために「能力」というレベルまで共同性を深化拡大することが必要である。近代社会では相互依存関係が広がっており、その中の「能力」はその相互依存関係の結節点と言える。これに注目することによって共同性は外界だけでなく諸個人の内側自体においても成立する。また、何を主張するにしてもその「有用性」というものが肝心になってくるが、この有用性は時・場所・相手等によって変わる相対的なものである。そこで「弱者」は、すべての人との関係においてさまざまな有用性を持っているが、この有用性を認められる社会は「弱者」を真の共同存在として位置づけ、真に「弱者」擁護をしていける。そして、ここまで述べた「能力」の内面からの分離が把握できると、「能力」不全等も「結果」にすぎなくなり、当の諸個人にとって「余裕」のあるものとなる。そしてこれらは外からの強制のような形ではないので、真の自由や個性、ヒューマニズムといいうる。

引用

I. したがって、考察の焦点は、独我論的に自己理解する私に〈固有 (proper, eigen) なもの〉とは、〈私有財 (property, Eigentum)〉である、という、事実にも孕まれる倫理学的問題に絞られる。しかも、われわれは、その近代の延長線上で個人として生きており、近代的な「私有財→貢献」の話は、なまじの言葉によっては覆しえない。しかし、この大きな「貢献」物語がそれぞれなりの〈この私〉の小さな「貢献」によって再生産されているとき、そこには、〈この私〉の貢献という言い方において、大変な非・人間的な勘違いが働いてはいないだろうか。

まず、〈この私〉なるものが自同的に存続し、その〈私〉が私の固有性において「貢献」したのだから、私は…。こういった想念は、あまりにも右のような近代に相応しすぎはしないか。(大庭 p. 236)

人は様々な社会的システムに参加することで「生の機能」を充足させ(シヴィル・ミニマム)、さらに「貢献」に応じた資源用益の配分を受けている。しかし、本来「私」とは「人-間」として他者との関わりの中で再認的に同定されうる存在であって、自己同一性を有するということが、そのみで再認的同一性を有するということとイコールではない。また、社会システムごとの差異化によって個々人の自然的差異は「能力」とも「障害」もなり、それは決して個人がその能力や障害を「所有」していること(その能力や障害が個人に固有のものであること)を意味するわけではない。その「能力」によって為された「貢献」もまた、社会システムの成果を個人レベルに分解・還元しているに過ぎないのである。

II. 「能力」や「個性」の真の発達も、他社や外側から強制されてはありえない。むしろ、発達や個性を強調せず、「結果的に」「能力」が発達し個性化してこそ、真の発達や個性といえるのであり、《能力の共同性》という把握こそ、これを可能にし、よりヒューマニズムにかなうといえるのではなかろうか。(竹内 p. 178)

筆者は「能力」を個人と環境との相互関係自体として把握し、諸個人の人間存在そのものから分離したものという。よって、その分離された「能力」は一定の共同性が現れていると考える《能力の共同性》。こう考えると諸個人の個性や「能力」の発達を軽視し、これらを重要な支柱としているヒューマニズムをだいなしにするという疑問も生じうるが、筆者はこれを「能力」を諸個人内部のこととしてのみとらえる常識や優生思想から生じる疑問にすぎないという。そして、《能力の共同性》から、「能力」は諸個人からは分離したもので、その発達は分離した能力を「対象」とすることになり、他者や社会や文化との関係で能力が発達することによる「結果」にすぎなくなる。これはできる・できないを常に他者や環境などとの相関においてとらえるため、当の個人にとって「余裕」のあるものとなる。また筆者はこれをスウェーデンの社会保障の例をあげて述べている。そしてこれはつまり、すべての個人は、その「能力」の発達や未発達において対等であり、そうであるがゆえのヒューマニズムであるといえると述べられている。

Ⅲ.問題の定式化

1. 現在の社会において「障害」とみなされている自然的差異のうち、社会的条件を整えることで克服できる可能性があるものを3つ挙げてください。
2. 本人に過失があっておきた後天的障害(Ex.喫煙による肺がん ヘルメットやシートベルト非着用による交通事故の障害)についてであっても、社会的に克服する必要があると考えますか。
3. 本論文ではともに、「障害」は個人が有する固有のものではなく、社会的なシステムの問題であるとしているが、個人の自由を制約してまで福祉を進めることは正当化され则认为ますか。